

常任理事会内規

施行 昭和 62 年 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 定款第 28 条の規定にもとづき、常任理事の会務分担についてこの内規を定める。

(構成・職務)

第 2 条 常任理事は、常任理事会を構成し、次の事項を処理する。

- (1) 定款にもとづく事項の基本方針の決定
- (2) 総務、財務、理事会、評議員会、総会等の企画立案
- (3) 各内規に拠り推薦、ならびに具申・答申された事項の審議
- (4) 厚生労働省ならびに農林水産省の研究補助事業・JA共済連委託事業等の基本方針の決定
- (5) 国際地域医療保健学会・アジア農村医学会に関する事項の審議
- (6) その他の目的達成に必要な事項

(運営)

第 3 条 常任理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 3 この規定に定めるもののほか、常任理事会の運営につき必要な事項は、常任理事会に諮って理事長がこれを定める。
- 4 常任理事会は、毎年 3 回以上、理事長が必要と認めたときに開催する。

(改廃)

第 4 条 この内規の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この内規は昭和 62 年 2 月 1 日から施行する。
2. 変更内規は昭和 62 年 6 月 19 日から施行する。
3. 変更内規は昭和 62 年 10 月 21 日から施行する。
4. 変更内規は、変更定款が行政庁の変更認可を受けた日（平成 13 年 10 月 9 日）から施行する。
5. 変更内規は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。